

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
包括外部監査契約の締結 (行政管理課) <4・1 揭示>	1
漁船損害等補償法による同意を求め ための事前届出 (漁業管理課) <4・3 揭示>	1
一般廃棄物処理施設の設置の許可の申 請 (廃棄物処理 推進課) <4・10 揭示>	1
産業廃棄物処理施設の設置の許可の申 請 (") <" >	2
漁船損害等補償法による同意を求め ための事前届出 (漁業管理課) <" >	2
字の区域及び名称の変更の届出(3 件) (市町村振興 課)	2
生活保護法による施術機関の指定 (福祉指導課)	3
保安林の指定施設要件の変更予定 (治山林道課)	3
公有水面埋立てのしゅん功認可 (漁港課)	3
基本測量の終了の通知(3件) (用地対策課)	3
国土調査の成果の認証 (")	3
道路の区域変更(5件) (道路課)	4
道路の供用開始(3件) (")	5
道路法による兼用工作物の管理方法 (")	5
都市計画事業の事業計画の変更の認可 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (2件) (公園下水道 課)	6
争議行為の予告 (雇用労働政 策課) <3・29 揭示>	7
特定非営利活動法人の設立認証の申請 (男女共同参 画・NPO課)	

<4・2 揭示>	7
土地改良区の役員の就退任(2件) (農業基盤課)	7
土地改良区の定款変更の認可(3件) (")	7
県営土地改良事業の計画の定め (")	8
換地処分届出(香美市土佐山田町東 川地区土地改良事業共同施行) (")	8
換地処分届出(須崎市佐和ヶ浦土地 改良事業共同施行) (")	8
市町村営土地改良事業の施行の同意 (6件) (")	8
土地区画整理組合の理事の氏名等の届 出 (都市計画課)	8
開発行為に関する工事の完了 (")	8

告 示

高知県告示第277号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により次のとおり告示する。
平成19年4月1日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成19年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
監査に要する費用の額は、次に掲げる費用を合算したものと
し、1,400万円をもって上限とする。
(1) 基本費用 500万円
(2) 執務費用 基本執務費用及び外部監査人補助者執務追加
費用を合算した額
(3) 実費 旅費、関係人出頭費用及び諸費用を合算した額
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 武田 裕忠
住所 高知市伊勢崎町17番8号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告書が提出された後に支払う。ただし、必要があると認めるときは、概算払及び前金払をする。

高知県告示第278号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めするための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定

漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
平成19年4月3日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 届出事項
(1) 発起人の住所及び氏名
安芸市 三宮 健康
" 浜田 敬彦
" 小松 長久
(2) 加入区の名称
伊尾木川北加入区
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同
組合の名称
伊尾木川北漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
(1) 縦覧期間
平成19年4月3日から同月17日まで
(2) 縦覧場所
伊尾木川北漁業協同組合事務所

高知県告示第279号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示するとともに、当該申請書及び生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、知事に対し生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成19年4月10日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 申請者
高知市丸ノ内一丁目2番20号
財団法人エコサイクル高知 理事長 橋本 大二郎
- 2 一般廃棄物処理施設の設置場所
高岡郡日高村本村字焼坂659番地3ほか
- 3 一般廃棄物処理施設の種類の
管理型最終処分場
- 4 処理する一般廃棄物の種類
燃え殻等
- 5 申請年月日
平成19年2月27日
- 6 縦覧場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県文化環境部廃棄物処理
推進課

高岡郡佐川町甲1243 - 4 高知県中央西福祉保健所

7 縦覧の期間及び時間
平成19年4月10日(火)から同年5月9日(水)まで(日曜日及び土曜日並びに祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)

8 意見書の提出先
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県文化環境部廃棄物処理推進課

9 意見書に記載すべき事項
意見書には、生活環境保全上の見地からの意見とともに提出者の氏名及び住所並びに対象事業の名称を日本語により記載すること。

高知県告示第280号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示するとともに、当該申請書及び生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供する。
なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、知事に対し生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
平成19年4月10日(揭示済) 高知県知事 橋本 大二郎

1 申請者
高知市丸ノ内一丁目2番20号
財団法人エコサイクル高知 理事長 橋本 大二郎

2 産業廃棄物処理施設の設置場所
高岡郡日高村本村字焼坂659番地3ほか

3 産業廃棄物処理施設の種類の種類
管理型最終処分場

4 処理する産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、産業廃棄物を処分するために処理したもの(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条第13号に規定する廃棄物)、廃石綿等

5 申請年月日
平成19年2月27日

6 縦覧場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県文化環境部廃棄物処理推進課

高岡郡佐川町甲1243 - 4 高知県中央西福祉保健所

7 縦覧の期間及び時間
平成19年4月10日(火)から同年5月9日(水)まで(日曜日及び土曜日並びに祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)

8 意見書の提出先
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県文化環境部廃棄物処理推進課

9 意見書に記載すべき事項
意見書には、生活環境保全上の見地からの意見とともに提出者の氏名及び住所並びに対象事業の名称を日本語により記載すること。

高知県告示第281号
漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めめるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
平成19年4月10日(揭示済) 高知県知事 橋本 大二郎

1 届出事項
(1) 発起人の住所及び氏名
土佐清水市 谷口正年
" 田中実也
" 黒田泰広
(2) 加入区の名称
下川口加入区
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
土佐清水市漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧
(1) 縦覧期間
平成19年4月10日から同月24日まで
(2) 縦覧場所
土佐清水市漁業協同組合下川口支所

高知県告示第282号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、香美市長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。
平成19年4月13日 高知県知事 橋本 大二郎

字の区域及び名称の変更

変	更	前	変	更	後
大字	字	地番区域	大字	字	

大字	字	地番区域	大字	字
土佐山田町東川	中谷	1170のイの一部、1170の4	土佐山田町東川	ボラジデン
	柳ヶ本	1202の1、1203の1の一部		
	ボラジデン	1191の2の一部、1192の2		中谷

備考 1 この表に表示されている区域に隣接在する道路及び水路である市有地の一部を含むものとする。
2 上記地番は、平成18年11月6日現在の登記簿による。

高知県告示第283号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、須崎市長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。
平成19年4月13日 高知県知事 橋本 大二郎

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
野見	南山	131の53、131の104	大谷	佐和ヶ浦
大谷	佐和ヶ浦	855の3	野見	南山

備考 1 この表に表示されている区域に隣接する道路である市有地の一部を含むものとする。
2 上記地番は、平成19年1月12日現在の登記簿による。

高知県告示第284号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、いの町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。
平成19年4月13日 高知県知事 橋本 大二郎

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
大字	字	地番区域	大字	字

勝賀瀬	勝賀瀬山	4202から4209まで	勝賀瀬	三ツ内
-----	------	--------------	-----	-----

備考 1 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である市有地の一部を含むものとする。

2 上記地番は、平成18年 8 月28日現在の登記簿による。

高知県告示第285号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定による施業機関として、次のとおり指定した。
平成19年 4 月13日

高知県知事 橋本 大二郎

技術者氏名	施業機関の名称	所在地	指定年月日
国沢 光陽	平成はり灸整骨院	吾川郡春野町平和 3393 - 23	平成 19 年 3 月29日

高知県告示第286号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。
平成19年 4 月13日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 須崎市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 須崎市（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め ない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 須崎市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 須崎市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 魚つき
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県森林部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 高知県告示第287号**
- 公用水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により次のとおりしゅん功認可したので、同条第2項の規定により告示する。
- なお、その関係図書は、土佐清水市役所に備え置き、この告示の日から起算して10年間縦覧に供する。
平成19年 4 月13日
- 高知県知事 橋本 大二郎
- 1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名又は名称 土佐清水市天神町11番 2 号 土佐清水市（土佐清水市長職務代理人 土佐清水市助役 泉谷 宏幸）
 - 2 埋立区域
 - (1) 位置 土佐清水市中浜字小森902番地先の公用水面
 - (2) 区域 次の各点を順次に直線で結んだ線並びに点 8 と点 1 を結ぶ平成 7 年秋分の日の満潮位（D L プラス 2.10メートル）における公有水面と A 防波堤、陸地及び南防波堤との境界線により囲まれた区域
 - 点 1 中ノ浜漁港原点（北緯32度45分27秒・東経132度57

- 分54秒）から277度11分 0 秒307.3メートルの地点
 - 点 2 点 1 から243度31分 0 秒32.7メートルの地点
 - 点 3 点 2 から198度31分 0 秒5.8メートルの地点
 - 点 4 点 3 から243度31分 0 秒10.0メートルの地点
 - 点 5 点 4 から153度31分 0 秒1.5メートルの地点
 - 点 6 点 5 から243度31分 0 秒40.0メートルの地点
 - 点 7 点 6 から153度31分 0 秒27.8メートルの地点
 - 点 8 点 7 から243度31分 0 秒71.5メートルの地点
 - (3) 面積
 - 4,354.9 平方メートル
 - 3 埋立地の用途 漁港施設用地
 - 4 免許年月日及び免許番号 平成 8 年10月 4 日 高知県指令 8 漁第331号
 - 5 しゅん功認可年月日 平成19年 3 月22日
- 高知県告示第288号**
- 国土交通省国土地理院長から平成18年 5 月高知県告示第415号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量を平成19年 3 月23日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。
平成19年 4 月13日
- 高知県知事 橋本 大二郎
- 高知県告示第289号**
- 国土交通省国土地理院長から平成18年10月高知県告示第664号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量を平成19年 3 月23日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。
平成19年 4 月13日
- 高知県知事 橋本 大二郎
- 高知県告示第290号**
- 国土交通省国土地理院長から平成18年10月高知県告示第707号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量を平成19年 3 月16日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。
平成19年 4 月13日
- 高知県知事 橋本 大二郎
- 高知県告示第291号**
- 高知市鏡草峰、鏡的測、鏡柿ノ又及び鏡敷ノ山の各一部、安芸市日ノ出町、南国市領石の一部、土佐清水市斧積の一部、香南市香我美町下分及び夜須町夜須川の各一部、香美市香北町五百蔵及び土佐山田町佐竹の各一部、吾川郡いの町勝賀瀬及び小川柳野の各一部、同郡仁淀川町森の一部、高岡郡中土佐町久礼の一部、同

郡日高村本郷及び下分の各一部並びに幡多郡大月町頭集の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成19年4月13日

高知県知事 橋本 大二郎

1 調査を行った者の名称

- (1) 鏡村
- (2) 安芸市
- (3) 南国市
- (4) 土佐清水市
- (5) 香南市
- (6) 夜須町
- (7) 香北町
- (8) 土佐山田町
- (9) いの町
- (10) 吾北村
- (11) 仁淀村
- (12) 中土佐町
- (13) 日高村
- (14) 大月町

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 高知市鏡草峰、鏡的測、鏡柿ノ又及び鏡敷ノ山の各一部
平成14年度及び平成15年度
- (2) 安芸市日ノ出町
平成16年度及び平成17年度
- (3) 南国市領石の一部
平成17年度及び平成18年度
- (4) 土佐清水市斧積の一部
平成16年度から平成18年度まで
- (5) 香南市香我美町下分の一部
平成17年度及び平成18年度
- (6) 香南市夜須町夜須川の一部
平成16年度及び平成17年度
- (7) 香美市香北町五百蔵の一部
平成15年度及び平成16年度
- (8) 香美市土佐山田町佐竹の一部
平成15年度及び平成16年度
- (9) いの町勝賀瀬の一部
平成16年度及び平成17年度
- (10) いの町小川柳野の一部
平成13年度及び平成14年度
- (11) 仁淀川町森の一部
平成15年度及び平成16年度

- (12) 中土佐町久礼の一部
平成15年度から平成17年度まで
- (13) 日高村本郷及び下分の各一部
平成16年度及び平成17年度
- (14) 大月町頭集の一部
平成17年度及び平成18年度

3 成果の名称

- (1) 鏡村地籍図及び地籍簿
- (2) 安芸市地籍図及び地籍簿
- (3) 南国市地籍図及び地籍簿
- (4) 土佐清水市地籍図及び地籍簿
- (5) 香南市地籍図及び地籍簿
- (6) 夜須町地籍図及び地籍簿
- (7) 香北町地籍図及び地籍簿
- (8) 土佐山田町地籍図及び地籍簿
- (9) いの町地籍図及び地籍簿
- (10) 吾北村地籍図及び地籍簿
- (11) 仁淀村地籍図及び地籍簿
- (12) 中土佐町地籍図及び地籍簿
- (13) 日高村地籍図及び地籍簿
- (14) 大月町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

平成19年4月13日

高知県告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年4月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年4月13日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中土佐佐賀
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡中土佐町上ノ加江字エンツ3091番1地先から 高岡郡中土佐町上ノ加江字押岡6661番1まで	前	7.5 }	254
	後	9.6 }	254

高知県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年4月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年4月13日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 足摺岬公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市足摺岬字御笹山1331番5から土佐清水市足摺岬字龍ノ空213番1まで	前	3.5 }	903
	後	A	3.5 }
B		12.0 }	554

高知県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年4月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年4月13日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奈比賀川北
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市川北字内野5895番5から	前	4.2 }	194
		7.1	

安芸市川北字内野 5895番3まで	後	5.1 } 30.1	194
----------------------	---	------------------	-----

高知県告示第295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成19年4月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成19年4月13日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐山田野市
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市野市町西野字 イノ丸32番11から 香南市野市町西野字 イノ丸30番12まで	前	11.5 } 17.0	5
香南市野市町西野字 イノ丸32番15から 香南市野市町西野字 イノ丸30番12まで	後	11.5 } 14.0	5

高知県告示第296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成19年4月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成19年4月13日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田村高須
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市大桶字タフノ モト乙1499番3から 南国市大桶字タフノ モト乙1501番4まで	前	3.3	28

南国市大桶字タフノ モト乙1499番1から 南国市大桶字タフノ モト乙1501番3まで	後	6.0	28
--	---	-----	----

南国市大桶字土居前 1484番3から 南国市大桶字土居前 1485番3まで	前	3.4 } 3.9	24
--	---	-----------------	----

南国市大桶字土居前 1484番1から 南国市大桶字土居前 1485番1まで	後	6.0	24
--	---	-----	----

高知県告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成19年4月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成19年4月13日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中土佐佐賀
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡中土佐町上ノ加江字 エンツ3091番1地先から 高岡郡中土佐町上ノ加江字 押岡6661番1まで	254	平成19年4月13日

高知県告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成19年4月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成19年4月13日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奈比賀川北
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長	供用開始年月日

	(メートル)	
安芸市川北字内野5895番5 から 安芸市川北字内野5895番3 まで	194	平成19年4月13日

高知県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成19年4月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成19年4月13日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田村高須
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
南国市大桶字タフノモト乙 1499番1から 南国市大桶字タフノモト乙 1501番3まで	28	平成19年4月13日
南国市大桶字土居前1484番 1から 南国市大桶字土居前1485番 1まで	24	平成19年4月13日

高知県告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定に基づき道路と臨港道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。
なお、その関係図書は、高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において縦覧に供する。
平成19年4月13日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類及び路線名
県道高知南インター
臨港道路新港1号線
- 2 兼用工作物の位置
高知市五台山字五郎右衛門汐田624番1から同市仁井田字永野3893番1まで
- 3 兼用工作物の管理者
道路管理者 高知県知事

港湾管理者 高知県知事

4 管理の内容

(1) 道路管理者

ア 道路部分（歩道及び一般側溝を含む。）施設（路面（路盤までの部分を含む。）その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設、改築、維持又は修繕

イ 道路部分施設に係る災害復旧

ウ 道路の占用に関すること。

(2) 港湾管理者

道路部分施設の土地所有権の処分に関すること。

5 管理の期間

平成19年4月1日から道路及び臨港道路の存続する期間

高知県告示第301号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年4月13日

高知県知事 橋本 大二郎

1 施行者の名称

高知市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成12年10月高知県告示第607号高知広域都市計画道路事業（3・4・90号土佐橋線）

3 事業施行期間

平成12年10月20日から平成20年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成12年10月高知県告示第607号及び平成16年3月高知県告示232号の事業地のうち高知市九反田を削除し、高知市はりまや町一丁目及び南はりまや町二丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

高知県告示第302号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年4月13日

高知県知事 橋本 大二郎

1 施行者の名称

高知市

2 都市計画事業の種類及び名称

昭和45年6月高知県告示第267号高知広域都市計画下水道事業（高知市公共下水道）

3 事業施行期間

昭和45年6月2日から平成26年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成17年11月高知県告示第763号の事業地に高知市一宮東町一丁目を加え、平成17年11月高知県告示第763号の事業地から高知市一宮字八反切を削る。

(2) 使用の部分

平成17年11月高知県告示第763号の事業地に高知市鴨部高町、曙町一丁目、朝倉本町一丁目、朝倉横町、朝倉南町並びに布師田字井マタキ、字西ノハナ、字トアン、字サバイ丸、字北路、字北小切、字中出口、字裏小切、字待井及び字大切を加え、平成17年11月高知県告示第763号の事業地から高知市山手町字ミノコシ、字アマオカ、字カロト口及び字ヌキヤシキ、井口町字南中須賀、福井町字小橋、字カケ屋敷、字西ノ城、字向山及び字カロト口、本宮町字中津町、長尾山字西ヶ崎、字楠ヶ瀬、字楠ヶ谷及び字長尾、塚ノ原字木ノ峰、佐々木町字尾崎、字タブノ本、字下タブノ本、字尾崎前及び字松本、横内字東横内、字北木ノ峯及び字中沢、旭天神町字西新道谷、字新道谷、字陣ヶ森、字イガヤシキ、字柳瀬、字横枕及び字箕越、水源町字長尾前及び字長尾ノハナ、旭上町字長尾ノハナ、元町字助吾郎畑、南元町字助吾郎畑、旭駅前町字南ガクソ、字古川及び字郷境、赤石字赤石、中須賀町字車田、字ミト口、字古川、字新田、字柳ヶ内、字中須賀水ツキ及び字中須賀、北端町字西ノ城、字四良岡、字南四良岡、字中ノ城、字西光寺、字カロト口及び字ヌキヤシキ、西久万字高野口、字高野谷、字山端、字寺分、字水谷、字水谷西路、字西ノ岡、字西ノ宮、字西前田、字茶田、字中須賀、字蜂ヶ谷及び字末宗、中久万字鐘突堂及び字七月田、仁井田字新地及び字中州並びに種崎字一窪、字一本松、字浦ノ町、字塩屋ノ松、字横町、字下元山、字下千本松、字榎原、字貴船ノ森、字久方、字古桑野、字古綱場、字古頂本寺、字今雑喉場、字寺ノ下、字手島屋敷、字舟倉、字新知、字赤松、字千本松、字袋町、字畠庵、字辺路家松及び字篝野を削り、高知市旭町一丁目、旭町二丁目、旭町三丁目、山手町字サカヤシキ及び字西ノ山ヤシキ、井口町字古井口及び字山ゾエ、旭上町字長尾前、中久万字成森、字阿弥陀堂及び字毛利、鴨部二丁目、鴨部三丁目、鴨部上町、朝倉東町、仁井田字舟倉並びに種崎字下ユ、字下桃園、字勘洲堀、字御神母、字上ユ、字上桃園、字赤井、字地藏辻、字板倉及び字蛭子ノ松地内において事業地を変更する。

高知県告示第303号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年4月13日

高知県知事 橋本 大二郎

1 施行者の名称

安芸市

2 都市計画事業の種類及び名称

昭和57年1月高知県告示第8号安芸都市計画下水道事業（安芸市公共下水道）

3 事業施行期間

昭和57年1月12日から平成25年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成13年8月高知県告示第487号の事業地のうち安芸市本町二丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

平成13年8月高知県告示第487号の事業地から安芸市東浜字タケガハナ、字泉、字カネマサ、字トモキヨ及び字上クスモト、西浜字内マエダ、字立花谷及び字橋谷口並びに黒鳥字ヌノキ、字ゴヤシキ、字ウエノ、字城山、字重成、字中芝、字吉川、字トモダ、字モモシロ、字藤九郎田、字内前田、字東屋敷、字エビイ、字桜畑、字文助屋敷、字泉屋敷、字西芝、字北芝、字メゴ、字吉之丞屋敷及び字岡本を削り、東浜字東カキノキ、字ハタケダ、字ツボイダ、字ヲキガ内、字スエマサ、字ゴマジリ、字トミナガ、字上カワラダ、字辰巳ヶ坪、字下ヤナギダ、字横ニウジ、字西モチダ、字下ツバキ、字上カキノキ、字下カキノキ、字上クボ、字ツイツケ、字上ツバキ及び字中ツバキ、花園町、黒鳥字コダ、桜ヶ丘町、千歳町、本町五丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目、本町一丁目、庄之芝町、染井町、西浜字上エビイ、字マドコロガ内、字太田及び字カマワラ並びに津久茂町地内において事業地を変更する。

公 告

平成19年3月28日付けをもって健保労組高知病院支部支部長川野雄生から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成19年3月29日（掲示済）

高知県知事 橋本 大二郎

1 事件

- (1) 増員要求について
- (2) 諸手当要求について
- (3) その他の要求について

2 日時

平成 19 年 4 月 8 日午前零時以降、本問題の要求解決に至るまでの期間

3 場所

厚生年金高知りハビリテーション病院施設の全職場及び敷地

4 争議行為の概要

3 の場所の全体又は一部において、すべての業務の停止等のあらゆる形の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員は配慮する。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成 19 年 4 月 2 日から 2 月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO 課において縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 2 日（揭示済）

高知県知事 橋本 大二郎

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成 19 年 4 月 2 日	特定非営利活動法人 せんだんの樹	酒井 祥成	高岡郡 四万十町 地吉 1269 番地	この法人は、廃校となった旧古城小学校施設を拠点とし、要介護者等に対して、介護サービスや健康増進に関する事業を行い、地域福祉の向上に寄与するとともに、地域内外の人々に対して、体験学習及び施設活用に関する事業を行い、地域の活性化に寄与し、これらの事業を通じて、社会貢献することを目的と

する。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、須崎市池ノ内土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成 19 年 4 月 13 日

高知県知事 橋本 大二郎

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	井上 和一	須崎市池ノ内 333
"	谷口 泉	" " 442
"	竹崎 次郎	" " 785 - 10
"	井上 真介	" " 355
"	岡崎 一	" " 545
"	川添 順二	" " 523
"	坂本英一郎	" " 433
"	坂本猪三男	" " 460
"	谷本 敏明	" " 287
"	谷脇 義秀	" " 314
"	土居 修造	" " 339
"	森 敏夫	" " 324
"	山崎 情助	" " 392
"	山崎 長治	" " 343
"	山崎 敏夫	" " 580
監事	井上 新一	" " 294
"	大谷 富雄	" " 40
"	川西 敏夫	" " 290
(就任)		
理事	井上 和一	須崎市池ノ内 333
"	川添 順二	" " 523
"	坂本猪三男	" " 460
"	谷本 敏明	" " 287
"	谷脇 義秀	" " 314
"	土居 修造	" " 339
"	森 敏男	" " 324
"	山崎 敏夫	" " 580
"	岡崎 正秀	" " 351
"	坂本 秀孝	" " 433
"	土居 寛	" " 531
"	土居 義久	" " 201
"	森 章	" " 1029 - 2
"	山崎 好勝	" " 392

"	山崎日出男	"	"	343
監事	井上 秀一	"	"	294
"	大谷 富雄	"	"	40
"	川西 敏夫	"	"	290

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、今成土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成 19 年 4 月 13 日

高知県知事 橋本 大二郎

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	箭野 夏彦	高岡郡越知町今成 1695
"	箭野 武夫	" " " 1797
"	箭野千津恵	" " " 1793
"	橋詰 真二	" " " 28 - 2
"	三宅 浩二	" " " 26
監事	片岡 継雄	" " 横畠南 3241
"	藤原 教式	" " " 320
(就任)		
理事	箭野 正昭	高岡郡越知町今成 1796
"	箭野 一夫	" " " 1683 - 1
"	橋詰 謙二	" " " 55 - 1
"	橋詰 宝明	" " " 1776
"	藤原 三夫	" " " 7
監事	箭野 夏彦	" " " 1695
"	箭野 武夫	" " " 1797

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、須崎市安和土地改良区の定款の変更を平成 19 年 4 月 3 日に認可した。

平成 19 年 4 月 13 日

高知県知事 橋本 大二郎

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、須崎市浜田土地改良区の定款の変更を平成 19 年 4 月 3 日に認可した。

平成 19 年 4 月 13 日

高知県知事 橋本 大二郎

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居土地改良区の定款の変更を平成19年4月3日に認可した。

平成19年4月13日

高知県知事 橋本 大二郎

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（山林地区ため池等整備事業（用水施設））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年4月13日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成19年4月13日から同年5月16日まで
- 3 縦覧場所
四万十町役場
- 4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定により、香美市土佐山田町東川地区土地改良事業共同施行から香美市土佐山田町東川地区（東川換地区）の換地処分を平成19年3月13日に行った旨の届出があった。

平成19年4月13日

高知県知事 橋本 大二郎

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定により、須崎市佐和ヶ浦土地改良事業共同施行から須崎市佐和ヶ浦地区（佐和ヶ浦換地区）の換地処分を平成19年3月13日に行った旨の届出があった。

平成19年4月13日

高知県知事 橋本 大二郎

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、安芸市の行う土地改良事業（安芸地区中山間地域総合整備事業（用排水路））の施行について平成19年3月30日に同意した。

平成19年4月13日

高知県知事 橋本 大二郎

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、安芸市の行う土地改良事業（安芸地区中山間地域総合整備事業（区画整理））の施行について平成19年3月30日に同意した。

平成19年4月13日

高知県知事 橋本 大二郎

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、安芸市の行う土地改良事業（安芸地区中山間地域総合整備事業（農道））の施行について平成19年3月30日に同意した。

平成19年4月13日

高知県知事 橋本 大二郎

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、四万十市の行う土地改良事業（西土佐中央地区中山間地域総合整備事業（区画整理））の施行について平成19年3月30日に同意した。

平成19年4月13日

高知県知事 橋本 大二郎

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、四万十市の行う土地改良事業（西土佐中央地区中山間地域総合整備事業（用水路））の施行について平成19年3月30日に同意した。

平成19年4月13日

高知県知事 橋本 大二郎

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、土佐市の行う土地改良事業（本村地区元気な地域づくり交付金（用排水路））の施行について平成19年4月3日に同意した。

平成19年4月13日

高知県知事 橋本 大二郎

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により中村市古津賀土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成19年4月13日

高知県知事 橋本 大二郎

氏名	住所
理事 東彦宏	四万十市古津賀665
田中正	2592
上岡一郎	1738
戸田貞幸	857 - 1
尾崎良和	405 - 1
山田英一	中村大橋通五丁目7
村松聖丈	古津賀894

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成19年4月13日

高知県知事 橋本 大二郎

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成18年12月1日 18高都計第681号	南国市下野田字土田 76 - 3 ほか	南国市後免町4 - 8 - 4 天理教後免分教会 代表役員 門田 功